様式第２号（第３条関係）

倉吉市議会政務活動費収支報告書（兼精算書）

令和　７年　４月　１６日

倉吉市議会議長　様

議員名　　田村　閑美

倉吉市議会政務活動費の交付に関する条例第５条第１項（第２項）の規定に基づき、次のとおり令和６年度政務活動費収支報告書を提出します。

１　収　入

政務活動費　　２４０，０００　円

２　支　出

（単位：円）

項　目	金　額	備　考
調査研究費	１３８，２６４	第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡 参加費、旅費　ほか
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合　計	１３８，２６４	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

３　交付上限額（在職した月数×２万円）　　２４０，０００　円

４　残　額（収入額 ― 支出額又は交付上限額のいずれか低い額）　　１０１，７３６　円

資料1

領収書等添付一覧

（令和6年度報告分）

科　　目	調査研究費	
整理番号	主な支出内容	支出金額（円）
1	第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡 参加費	9,000
2	第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡 旅費	120,420
3	タブレット端末に係る通信料負担金	8,844
この表の合計		138,264円

資料2

領収書等整理表

（令和6年度報告分）

科　　目	調査研究費
整理番号	1

領収書等添付欄

[別紙のとおり]

支　払　先	第19回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会
領収書等 添付合計金額	9，000円

第１９回全国市議会議長会研究フォーラムｉｎ盛岡

令和６年９月27日

倉吉市議会　田村閑美　様

参加費領収書

東京都千代田区平河町２－４－２
第１９回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会
委員長　坊　恭寿

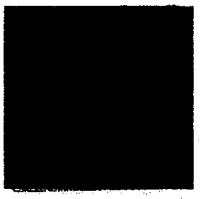

金 9,000 円（不課税・消費税対象外）

第１９回全国市議会議長会研究フォーラムｉｎ盛岡の参加費として
令和６年１０月９日・１０日開催（盛岡市）

資料2

領収書等整理表

（令和6年度報告分）

科　　目	調査研究費
整理番号	2

明　細　書

政務活動費

職　　名	議員		氏名	田村　閑美			
日　　時	令和6年10月8日（火）～令和6年10月11日（金）						
日　　当	4 日	2,600 円	10,400 円	日	円	円	10,400 円
宿 泊 料	3 泊	13,100 円	39,300 円	泊	円	円	39,300 円
鉄 道 賃	羽田空港→浜松町	17.8 km	520 円	浜松町→盛岡	538.4 km	8,580 円	18,970 円
	盛岡→品川	542.1 km	8,580 円	品川→横須賀中央	49.9 km	620 円	
	横須賀中央→羽田空港	48.4 km	670 円		km	円	
		km	円		km	円	
急 行 賃	東京⇔盛岡	1070.6 km	12,460 円		km	円	12,460 円
		km	円		km	円	
		km	円		km	円	
特別車両			円			円	円
航 空 賃	鳥取空港 ⇔ 羽田空港	1,056 km	36,850 円		km	円	36,850 円
		km	円		km	円	
車　　賃	倉吉駅⇔鳥取空港	km	2,440 円		km	円	2,440 円
		km	円		km	円	
		km	円		km	円	
そ の 他		km	円		km	円	円
用　　務	全国市議会議長会　研究フォーラムin 盛岡 ・会派　やらいや　行政視察（横須賀市）						
合　　計							120,420 円

資料４

視察報告書

令和 6 年 10 月 15 日

倉吉市議会議長　様

倉吉市議会　議員　大月　悦子

政務活動費により行政視察を実施しましたので、次のとおり報告します。

記

１ 視察期間 令和 ６年１０月８日（火）から令和 ６年１０月１１日（金）まで

２ 視 察 先 (1) 第１９回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡
(2) 神奈川県横須賀市

３ 視察議員名 大月悦子、田村閑美、福井典子

４ 面 会 者 横須賀市 民生局 地域支援部 地域コミュニティ支援課
村野 勝 課長、永易 係長、志村康浩 主査
横須賀美術館 美術館運営課 岡本剛彦 課長、富田康子 学芸員
横須賀市議会議会局 島崎恭光 次長、鈴木将人 議事課主任

５ 視察目的 (1) 第１９回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡に参加
(2) 社会教育・社会教育施設のあり方について

６ 視察の経過及び感想
別紙参照

７ 添付書類
（１）面会者名刺（一部名刺なし）
（２）視察時写真

要した経費： ３人合計 361,260円

会派　やらいや「行政視察報告書」
（視察・調査の経過及び感想）
日　時　令和６年10月８日（火）～11日（金）
議　員　大月悦子、田村閑美、福井典子

１．岩手県盛岡市　岩手県民会館(トーサイクラシックホール岩手)
【1日目：　10月９日（水）】
「第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡」
（1）開会行事
（2）基調講演
○「人口減少社会における地域の未来図」をテーマに、「菅　義偉」元内閣総理大臣からの基調講演を予定していましたが、国会日程の関係で、ビデオメッセージとなる。
「地域の魅力を引き出し、活力を生みだしていくのが地方議員。地域を前に進められるよう尽力してほしい。」と市議会時代の体験をもとに話されました。
（3）パネルディスカッション「地方議会の課題と主権者教育」について
・コーディネーター　井柳　美紀　静岡大学人文社会科学部法学科教授
・パネリスト　土山　希美枝　法政大学法学部教授
・越智　大貴　一般社団法人WONDER EDUCATION　代表理事
・渡辺　嘉久　読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局
・遠藤　政幸　盛岡市議会議長

○冒頭、コーディネーターの井柳氏から、統一地方選挙の時期が良くないと思う胸を切り出され、18歳から与えられた選挙権の時期を思うなら、学校が少し落ち着いてからにすべき、また二元代表制の理解が薄い等、切れ味ある意見を交えながら進行していかれました。
　議長会による主権者教育の推進、2015年から行われているとのこと。

〈地方議会の課題〉
・投票率低下、無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り等
・議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取り組みに対する支援者を講ずること。
とあります。

（感　想）

議員として日々活動していますが、積極的な取り組みはしていない事を自身再認識しました。

昨年、議会に関心を持って頂こうと４人の女性議員が中心となり倉吉市70周年事業で議事堂を舞台に数件、市民活動を披露して頂く集いを開催しましたが、単発で行うだけでは意味が無いと今回のパネリストの意見を聞いていて強く感じました。

18歳からの選挙権を活かすためにも中学生、高校生に向けた主権者教育の取り組みを強化していかなければならないが、「議会が主権者教育をやる事はやめた方が良い、教育機関に協力することはできる」と、土山希美枝教授がおっしゃられていたことが今回ずっしり心に響きました。議会は何をすべきか、深く考えるべきだと痛感しています。

若者の政治離れを分析し、主権者教育を進められている事例や、新聞社として見える未来の変えられ方、盛岡市議会が取り組んでいる高校生議会の取り組み、全て参考になる内容でした。

本市においても来年の市議会選挙も念頭おき、今フォーラムを活かし主権者教育を早々に進めたいと強く思った意義ある内容でした。

【2日目:10月10日(木)】

「第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡」

(1)課題討議「主権者教育の取組報告」

・コーディネーター 河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授

・事例報告者 白鳥 敏明 伊那市議会前議長

・諸岡 覚 四日市市議会議員(第83代議長)

・服部 香代 山鹿市議会議長

○伊那市議会「高校生の議会傍聴と意見交換会の取り組み」

・平成30年6月に全議員参加で「魅力ある議会づくり検討会」を設置。

・令和元年から議会傍聴と意見交換会を各高校と実施

・令和5年度には意見交換会に参加した高校生による請願提出に対して全会一致で採択

・''高校生向け意見交換会リーフレット,,を作成し、全校に配布した。

○四日市市議会「主権者教育の取り組み」

・"教育"は行政が行うもので、議会はバックアップするという考えのもとに、令和元年に提案し、令和4年度から出前型意見交換会「ワイ!ワイ!GIKAI」を開催

・一人ひとりの主権者の話を聞き吸い上げていく

・"よっかいち市議会だより#こども号"を発行

○山鹿市議会「山鹿市市議会が取り組んだシチズンシップ教室」

・～なりたい職員ランキングベスト10入りを目指して～

・なり手不足の一因は議会(職員)がどんな仕事をしているか分からないため、政治と生活は密着していることを実際に議員に会うことで知ってもらう

・小・中・高と継続していく仕組みを作る。

※当日配布資料P37-80参照

(感 想)

議会全体で取り組んでいる内容を、3市三様の熱意を感じながら研修させて頂いた。

倉吉市議会として何をどのようにできるか、一朝一夕にできるわけではありませんが、「教育」は行政がやるということを踏まえつつ、目的を明確にして、まずは一歩を踏み出すことができればよいと思いました。

倉吉市議会は第2次議会改革推進特別委員会の付託事件の9で主権者教育の取り組みに関することについて調査・検討することになっています。今回の大会では「パネルディスカッション」「事例報告」は具体的な報告がなされ、倉吉市議会が実行できるためにとても参考になりました。議員全員が共有して実効性のあるものにしていきたいと痛切に感じるとともに大きな勇気をいただけました。

2. 社会教育施設の市長部局への移管について（横須賀市役所）

【10月11日(金)9:30～11:00】

この度の横須賀市の視察項目は次の3点である。

①平成20年に公民館が廃止されコミュニティセンターとして市長部局の管理運営となったことについて。

②市長部局によるスクールコミュニティ事業の運営について。

③令和4年より美術館が市長部局に条例移管されたことについて。

この3点を視察項目とした理由は、近年、社会環境の変化に伴い全国的に社会教育施設の市長部局移管等の議論が進んでおり、現に令和7年3月に開館を迎える鳥取県立美術館も知事部局となった。さらに倉吉市では文化財課の所管も教育委員会から市長部局となり、文化財の観光振興への活用が本格的となった。

また、私たち市民活動の拠点でもある公民館のコミュニティセンター化についても、市長部局移管へのさまざまな議論が行われている。倉吉市では令和3年に教育委員会所管であった公民館を、コミュニティセンターとしてその事務を市長部局に補助執行させている。

そんな中、横須賀市では平成20年に公民館を廃止し、市長部局の施設としてコミュニティセンター化している。また、文科省の推進するコミュニティスクール(学校運営協議会)ではなく、スクールコミュニティというものを市長部局が行っている。さらに、美術館についても
令和4年から市長部局に移管されている。

この3点に着眼し、今後の倉吉市政運営における市長と教育委員会の関係性と、所管する事務のあり方を研究、調査し、市民参画と協働のまちづくりを謳う倉吉市政発展への政策提案とすべく今回の視察を行なうこととした。

1)横浜市役所　民政局地域支援部コミュニティー支援課

横須賀市は平成20年4月に、当時、教育委員会所管であった公民館を市長部局のコミュニティセンターとして条例設置した。当時は全国的に多くの自治体で公民館のあり方が議論され、市長部局へ事務委任、補助執行などが行われた時代である。

横須賀市では、教育委員会が所管する公民館が9施設あり、その施設に市長部局の行政センター(住民票等を発行)が併設されていた。その他に、市長部局所管として自治運営組織が運営する自治活動センターが10施設、その他の類似施設が3施設の合計22施設が設置されていた。

しかしながら、当時の公民館職員は、教育委員会職員と市長部局職員が併任や、外郭団体である生涯学習財団の職員が在籍する等、公民館職員の所属が様々で、種々の責任の所在が問題となっていた。また施設の所管が教育委員会と市長部局に分れているため修繕や工事が非効率であったことも問題であった。

そこで公民館9施設においては、地域の行政センターの機能を強化するため、公民館を市長部局に移管することとなった。これに伴い「教育委員会の権限に属する事務の一部を民生局地域支援部長に委任する規則」を定め社会教育事業の実施を条文化し、正規職員の公民館主事を廃止し、主任指導員(非常勤職員)を配置することとした。

次に自治活動センター10施設については、運営管理を地域団体から推薦された代表者で構成する運営管理委員会に運営管理を委託していたが、清掃・警備委託、修繕等は市が行っており、指揮系統があいまいな点、予約システムを導入したいが各センターで予約方法や利用時

間が異なり統一できない点、利用者から管理人への苦情があった場合、運営管理委員会に伝えることしかできず管理人を直接指導できない点等が問題となっていた。さらに平成18年4月の地方自治法改正により公に施設は運営管理委託ができなくなり、指定管理制度へ移行しなければならず、自治活動センターの従来委託方式は継続できなくなった。これらを背景とし、予約システム、開館時間、休館日、利用時間、利用方法等が統一され、前述の22施設を市長部局の直営施設であるコミュニティセンター化することとなった。

2)コミュニティセンターにおける公民館(社会教育)機能をどう担保しているかについて

①コミュニティセンター化後

・旧公民館系コミュニティセンターで引き続き社会教育講座を開催

・旧自治活動センター系コミュニティセンターでは新たに社会教育講座を開催

②生涯学習センターとの講座の住み分け(教育委員会所管の生涯学習センターが1施設あり、外郭団体である生涯学習財団が指定管理している。)

・コミュニティセンターで開催する講座は市民にとって身近な題材を選択し初級編に生涯学習センターで開催する講座はやや高度な内容も含む中級編、上級編に。

③令和5年度からコミュニティセンターの講座企画を3コミュニティセンターに集約

・これまで9コミュニティセンターそれぞれで講座の企画、運営を行っていたが3コミュニティセンターに講座の企画運営を専門とする会計年度任用職員を配置

・貸館業務に携わらずに、講座の企画運営だけに専念できる体制により、業務の専門性を高め充実した内容の講座を広く提供することが可能に

3)教育委員会との連携について

①社会教育士の配置

・現コミュニティセンターには、社会教育士を配置していないが、社会教育士を配置している生涯学習センターや図書館と連携

②社会教育委員会との関わり

・年に1回、社会教育委員会議に出席し、前年度の講座実績と今年度の講座予定を報告

・コミュニティセンターの運営方法等に変化があるときには、社会教育委員会議からアドバイスを受けている

③教育委員会所管の生涯学習課、生涯学習センターとの連携

・生涯学習センターの統括を行う、生涯学習課との連携を密にとり、情報共有を実施

・生涯学習センターの職員に、コミュニティセンターの講座企画担当が参加したり生涯学習センターの講座をコミュニティセンターで実施したりするなどにより社会教育、生涯学習についての知識を深める体制を維持

4) コミュニティセンターになったことによるメリット、デメリットについて

①メリット

・予約システムが統一され、市民はどこのコミュニティセンターでも簡単に利用できるようになり活動機会が増加

・開館時間、休館日、利用方法などを統一

・スタッフ(会計年度任用職員)の管理が容易になり、一括採用が可能に

・令和2年のコミュニティセンター有料化の際には、スムーズな移行を実現
・社会教育にとらわれない講座を実施可能に(コミュニティセンターを認知する市民が増加)
②デメリット
・社会教育士の不在等により、社会教育の色が薄まったことは否めない
・時代の変化によるところも大きいが、社会教育活動団体が減少し、個人的なつながりのある人同士による団体(サークル)の活動が目立つように

以上が、横須賀市のコミュニティセンター化の概要である。

(所感)

倉吉市とは公民館コミュニティセンター化の背景が大きく異なる。倉吉市は昭和44年に公民館を設置以来、地域団体に管理委託をしてきた。そして平成18年に自治法改正による指定管理制度導入に伴い、委託先である地域団体にそのまま管理を移行したのである。それを令和3年4月より、事務を市長部局に補助執行させ現在にいたる。条例を見れば、依然として教育機関としての公民館の機能を残したまま、地域自治活動の拠点として、福祉、防災、人権啓発の推進機能をも兼ね備えることとしている。現在では13地区ごとに1施設のコミュニティセンターが設置され指定管理者が管理運営に当たっているが、それぞれ個別の団体により活動を行なっているためその内容は地域の状況により大いに異なるものである。また、民間である管理者の職員は集落支援員としての位置づけもあり、業務内容は以前の公民館の業務に加え、住民自治活動や地区振興活動の事務局としての機能も備え、本来の社会教育機関としての機能は薄れ、ある意味、市役所の下請け機関のような役割が増し多忙化している面もある。まちづくりに社会教育の手法を活かしたいとする気持ちは分からなくもないが、本来の社会教育の趣旨からは逆となった感もぬぐえない。

なぜなら、本来の公民館は「集う、学ぶ、つながる」を基に市民自らの意思で生涯学習に参加し学ぶことで様々な人材と出会い、新たな学びとその成果を社会に還元し、ともに成長することを目的としている。そのために教育の機会均等を図り、団体育成やアドバイス、コーディネート、カウンセリング等を提供することとされている。ところが、現在は目標が拡大し、具体性が薄れているのではないかと問題意識を持っている。横須賀市でもその成り立ちは違うものの目的は同じであり、教育による住民福祉の向上であることは間違いがない。

いずれにしても、市民へのサービス提供はもちろん、コミュニティセンターに勤務する者にやる気と満足感を与えることも念頭に置き、この事例を参考に倉吉市にとってよりよい組織や管理運営のあり方についてさらに検討したい。

5)スクールコミュニティについて　(内容)

横須賀市では、文部科学省が推進しているコミュニティスクールではなくスクールコミュニティというものを市長部局が行っている。その内容について調査した。スクールコミュニティとは、地域において歩いて行ける「小学校」という場に着目し、「子どもたち」をキーワードに地域のコミュニティカを高めていくものと定義され、地域の方に愛着のある小学校を、世代を超えた人たちが交流できる新しい活動拠点とし、子どもから高齢者まで様々な世代の交流を促進し、地域のコミュニティ活動を元気にすることを目指していた。

これまでの活動の取り組みとしては、3小学校地区をモデル地区として選定し、地域住民と児童

との様々なふれあい活動が行われた。

そこから見えてきた課題として、学校内での拠点づくりは難しいという点で、世代間交流は学校内だけでなく、学校区内の取り組み全般を対象に支援し、継続、深化させていくべきであるということ。また、学校管理、児童の安全性（セキュリティ）の面から、活動の際にスクールコミュニティの関係者であると一目でわかるような工夫が必要としてビブスの着用を行った。

次に、地域の発意が大事であるとして、市からの依頼事項等の負担感の声が多いため、新たな組織立ち上げや役割を強いることなく、地域が自らやりたいと思うことを支援していくことが大事であるということ。さらに、教職員の理解と協力が重要で、教職員にも新たな負担感を与えることなく、学校内を拠点とするものでもないことを理解してもらい協力を得ることが重要である。

これらの経験と反省から、今後の横須賀市の支援のあり方を改善した。目的は多様な世代間の交流による地域コミュニティの向上とし、地域力向上のために地域と学校の連携による多様な人と人とのつながりを生みだすものであり、そのつながりこそがスクールコミュニティである。
そしてこれらを継続することで、地域にとって誰も一人にさせないコミュニティづくりに寄与することとして次の点を期待している。

・新たな出会いの場、地域活動に参加するきっかけづくり
・次世代の地域の担い手の発掘
・子どもとのふれあいによる新たな生きがいで孤立、孤独感の解消
・子どもと共に考えを実践－地域資源の再発見、まちづくり、地域活性化

また子どもにとっては、子どもの健やかな成長を地域で育むこととして次の点を期待している。

・地域との関りで思いやりや社会のルールを体感
・大人に褒められる体験が自己肯定感を高める
・地域への愛着や歴史、伝統の伝承が生まれる
・地域の見守りが、子どもの安心感

学校においては地域の理解を得て、学びの充実と安全、安心を実現するとして次の点を期待している。

・地域人材による授業や学習支援による学びの充実
・地域の理解と協力による学校運営に寄与
・地域が保護者や教員の負担軽減を後押し
・地域の見守りによる、子どもの安全、安心の確保

（所感）

これらはまさに社会教育の一環であり、市長部局の所管として学校運営協議会との連携、協働を行っている点に興味を得た。今後、倉吉市の現状を検討しよりよい仕組みを具体化して行きたい。横須賀市は令和3年1月に市長からの社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について総合教育会議に検討投げかけがあり、教育委員会定例会、社会教育委員とのヒアリング、議会常任委員会への報告等を経て在り方についての考え方を決定した。市長のまちづくりに対する教育との連携の重要性が感じられる。後述するが、これらの経過を経て令和4年4月より美術館が教育委員会より市長部局へ移管となる。

3．横須賀美術館の市長部局移管について（横須賀市役所）

（内容）

令和元年6月の社会教育関係法令の改正により、社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、教育委員会から首長へ移管することが可能となった。

前述のとおり、令和3年1月に市長から総合教育会議に検討の投げかけがあり、各種会議を経て令和4年4月より美術館が教育委員会から市長部局である文化スポーツ観光部に移管された。法的な留意点はもちろんであるが、事実上は特別な変化はないという。

ただ市長部局になったからというわけではないが、美術館内で一定のルールのもと飲食を伴う活用が許可されたという。この場合かなりの制約はあるが、利用料は相当な高額が得られるとのことであった。

（所感）

美術館の市長部局移管は、市長の社会教育施設に対する考え方のひとつであり、それぞれに検討され至ったものである。とはいえ現状としては、特に権限が移管されたからといって大きな変化はないが、企画等の検討場所が市長部局に変わるため、決定までのスピードは速くなったことは事実である。

また、本来の美術館運営である美術品の展示、観賞という固定的な考え方にとらわれない利用法も展開しており、企画展の内容によっては予定をはるかに上回る来館者も訪れており、注目度は高いという事である。今回は美術館には訪れなかったが、いずれ現地を視察をしてみたい。

ただ、市長部局に移管されたからといっても関係法令上は社会教育機関であるため、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、学校教育との連携等に留意し社会教育が適切に実施されることは重要である。教育機能を低下させることなく、まちづくり、観光等との相乗効果が期待される。今後も研究を深めたい。

資料2

領収書等整理表

（令和6年度報告分）

科　　目	調査研究費
整理番号	3

領収書等添付欄

㊞令和 6年度　領収証書

加入者名	倉吉市会計管理者
口座番号	01490-7-960024
納付番号	20240001891101000000
納付書番号	18911
金額	17,688 円
納入者氏名	田村　閑美
所属名	他部局議会事務局
納入期限	
管理番号	111947
摘要	令和6年度タブレット端末に係る通信料負担金（4月～3月分） @2,948×1/2×12月＝17,688円

切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニエンスストアにお出しください

上記の金額を領収しました。

領収日付印

出納済 7.3.21 出納合同・倉吉市役所 (5)

収入印紙不要（納付者保管）

※ 納付場所・お問い合わせ先は裏面に記載

収納代行会社
地銀ネットワークサービス㈱(CNS)
鳥取県倉吉市 312037

※割合1/2で按分

17,688円 × 1/2 ＝ 8,844円

支払先	倉吉市
領収書等添付合計金額	8,844円